平成２３年（フ）第１３７３号
広島市西区小河内町１丁目10番３号
破産者　株式会社和興
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６９号
北海道旭川市東光十七条４丁目５番４号
破産者　タカダ産業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５１号
東京都八王子市東中野1479番地くすのきの家ⅡＡ
破産者　釜井　　寿
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６３号
静岡県沼津市千本緑町１丁目25番地
破産者　株式会社富士食品
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
奈良県大和郡山市新紺屋町21番地
破産者　株式会社シンコーアパレル
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２８号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目４番４号
破産者　有限会社ワカサ薬品
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目21番24号
破産者　株式会社明興
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０号
静岡県周智郡森町一宮3687番地
破産者　花島　　博
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
東京都新宿区大久保１丁目１番９―308号、開始決定時の住所相模原市南区相模大野８丁目２番３号　プライマリー相模大野801
破産者　荒牧　秀行
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１５４７号
名古屋市守山区鼓が丘２丁目1607番地　ベルメゾン101号、従前の住所愛知県長久手市東浦610番地
破産者　大河内隆治
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５６号
大阪府岸和田市磯上町５丁目29番５号、前住所大阪府和泉市葛の葉町３丁目５番108号
破産者　福本　臣雄
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田畑293番地１
破産者　北田　幸治
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７５号
広島市東区上温品１丁目15番６号
破産者　藤井　悦子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７０号
北海道旭川市東光17条４丁目１番７号
破産者　高田　　守
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６４号
岩手県八幡平市曲田246番地
破産者　畠山　長久
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５５６号
新潟市中央区鐙１丁目７番６号
破産者　石本　修一
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３９号
静岡県湖西市神座86番地の７
破産者　石田　悦子
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
静岡県浜松市西区西山町1951番地の９
破産者　桑原　次郎
1　決定年月日　平成25年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係